

○厚生労働省告示第百七十号

労働保険の保険料の徴取等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）附則第十一条第二項の規定により読み替えて適用する同法第十二条第五項、同条第八項及び同法附則第十一条第二項の規定により読み替えて適用する同法第十二条第九項の規定に基づき、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの雇用保険率を次のとおり変更する。

平成二十九年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの雇用保険率は、千分の九（次の各号に掲げる事業にあつては、当該各号に定める率）とする。

- 一 労働保険の保険料の徴取等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第四項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。） 千分の十一
- 二 法第十二条第四項第三号に掲げる事業 千分の十二